



温水プール横桜並木の
ライトアップ



隠岐の島町商工会
Okinoshima-cho Shokokai

No.17 号

商工会 電話：2-1157

島根県 第 1 回事業承継新事業活動支援助成金の公募開始

公募期間：5月9日（水）まで

対象者：10年後までに事業承継を行う予定の中小企業者

2年前から10年後までの間に事業承継を実施、または行う予定の中小企業者（経営革新型のみ）

対象事業：●事業承継計画作成・実施事業 ●人材育成事業 ●新商品・新サービス開発・収益力強化事業
●販路開拓事業 ●第三者承継促進事業

補助率：補助対象経費の2分の1（経営革新型は、3分の2）

助成額：1事業あたり上限100万円～200万円【総額200万円～（最大500万円）】

対象期間：事業採択日の属する年度の3月末日まで

書類提出：隠岐の島町商工会（詳しくは、商工会までお問合せください。）

職員の異動について

3月末日をもって、野村業務管理課長が退職、加茂経営指導員が斐川町商工会に異動、村上指導職員が経営指導員として採用になりました。

野村さとえより退職のご挨拶

平成三十年三月三十一日をもって、隠岐の島町商工会を定年退職いたしました。四十二年間の長きにわたり、無事勤務いたすことが出来ました事は、ひとえに皆様のご指導ご支援助成のおかげと深く感謝しております。

誠にありがとうございました。これからは健康に留意し、急がずゆっくりと過ごしていきたいと思っております。

末筆ではございますが、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈りしまして、お礼方々ご挨拶とさせていただきます。

【採用】

村上 佳祐（むらかみ けいすけ）

指導職員（記帳専任職員）として6年間、隠岐の島町商工会に勤務しておりましたが、この度、4月1日付けで経営指導員に採用されました。経営指導員として1年目を隠岐

の島町商工会で勤務できることをとても嬉しく思います。指導員1年目でも分からないことが多く、会員の皆様にはご迷惑をおかけすることがあると思いますが、精一杯がんばりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

橋本 千津（はしもと ちづ）

この度、4月1日付けで隠岐の島町商工会業務管理課、指導職員（記帳専任職員）として新規採用となりました。出身は愛媛県八幡浜市の海と山に囲まれたみかんの町・保内町です。結婚を機に、三年前に隠岐の島町へ来ました。知識不足や不慣れな点が多々あると思いますが、地域の皆様、会員の皆様のため、精一杯がんばりますので、どうぞよろしくお願いたします。

松浦 実子（まつうら みこ）

この度、4月1日付けで隠岐の島町商工会業務管理課、指導職員（記帳専任職員）として新規採用となりました。大学に通っていたため、4年ぶりに隠岐の島に戻り、仕事ができることをうれしく思っています。社会人1年目のため、ご迷惑をおかけすることが多いと思いますが、商工会の先輩方にご指導いただきながら頑張りたいと思います。会員の皆様と一丸となって町を盛り上げていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

事業者向け 隠岐の島町 若年者の町内就職者を促進する事業補助金（お知らせ）

事業期間：平成30年度～平成32年度の新規採用者まで

対象者：申請年度の4月1日時点で、30歳未満の新規学卒者またはU・Iターン者

新規学卒者＞申請の前年度に大学・専修学校・高等専門学校・高等学校・特別支援学校・中学校を卒業した者

U・Iターン者＞雇用契約締結日時点で、本町に転入の届出を行なって180日以内の者

雇用条件：①町内に住所を有し町内で勤務をすること ②所定労働時間が週30時間以上

③雇用期間の定めがないこと

問合せ：詳しくは、隠岐の島町地域振興課商工労働係まで（電話：2-8570）

事業者向け 隠岐の島町店舗等改善事業費補助金（お知らせ）

隠岐の島町では、消費者が安心・快適に利用できる商業環境の整備に取り組む事業者を支援することにより、地域商業の振興に寄与することを目的として、平成30年度より以下の補助金をご用意しています。

【対象業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業

※以下の方は対象外です。

- ・町税等の滞納がある方
- ・宗教、政治・経済・文化団体
- ・国または地方公共団体からの運営委託および指定管理による事業の方

補助の対象となるのは、主として来客のために利用する設備、空間の整備です。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
クレジット・電子マネー決済端末導入	・端末購入費用 ・設置作業費	2/3	100,000円
トイレ改修	・和式トイレの洋式化に係る費用 ・洋式トイレの温水機能付き化に係る費用 ※上記に係る下水道接続工事費を含む。 ※下水道接続の受益者負担金は対象外	2/3	600,000円
無線LAN機器（Wi-Fi）設置	・無線LANルーター等機器購入費 ・機器設置工事費 ※レンタル・リースに係る経費は対象外 ※引込工事費分担金は対象外	2/3	宿泊業： 300,000円 その他の業種： 50,000円

問合せ：詳しくは、隠岐の島町地域振興課商工労働係まで（電話：2-8570）

事業開始（補助対象経費に係る発注）前に申請が必要です。必ず事前にご相談ください。

隠岐の島町の補助金の詳しい内容につきましては、隠岐の島町のホームページに掲載しています。